

件名	第33回大和郡山市上下水道事業審議会	日時	令和4年12月14日(水) 14時00分～15時20分	
出席者	審議会委員 伊藤会長・川端副会長・東川委員・丸谷委員・小野委員・森委員・湯本委員・堀内委員・小松委員		場所	本庁4階小会議室
	事務局	富田部長・森川次長・乾次長・前畑課長		打合方法 会議開催
議題	報告事項 (1) 県域水道一体化について			
資料	県域水道一体化について			
発言者	対 策 ・ 合 意 事 項			
事務局	審議会開催の挨拶、開催目的(県域水道一体化について)を説明 欠席委員は1名であるが、過半数の出席があるため、本審議会は成立する。大和郡山市上下水道事業審議会条例第6条第1項の規定により、会長に進行をお願いする。 新委員委嘱による審議会委員の紹介 事務局紹介			
会長	報告事項 県域水道一体化について、事務局から説明されたい。			
事務局	県域水道一体化について説明する。			
会長	事務局の説明について質疑はあるか。			
A委員	昭和浄水場の更新費用が44.6億円となっているが、これは帳簿価格か。			
事務局	昭和浄水場の設備等を更新した際の更新費用の合計である。簿価ではない。浄水場更新費用として34.5億円、深井戸の更新費用として10.1億円である。			
事務局	財産台帳に記載されている帳簿価格ではない。			
B委員	当初市側が参入の条件として企業団側に要求した、①企業団への持ち寄る資産の平準化とそのルール作り、②自己水源確保のために浄水場の存続をあげ、企業団への参加を見送る決定をしていたが、その記載はないが、なぜ記載していないのか。			
事務局	今回の説明資料表記は、企業団側の提示する参入条件の変更に視点を置いて記載するために作成したものである。			
B委員	この企業団側の変更に対して、従前の参入条件への市側の考え方、参入条件変更後の市側の考え方を示さないと議論にならない。			
事務局	これまで市は、企業団に対し①企業団への持ち寄る資産の平準化とそのルール作り、②自己水源確保のために浄水場の存続を要望してきた。11/29に開催された一体化協議会で会長の知事から提案があった。その内容は①持ち寄る資産が多い本市へは、10年間の優先投資を行うというルールを作る、②自己水源確保のために昭和浄水場を存続させるということであった。これをふまえ、企業団への参加を前向きに検討している状況である。			

B委員	<p>① 本市は自己水源を有しているため、本市単独運営と自己水源の一部を廃止して、単価の高い県水を利用するとした場合、ここに示されている一体化に参加する際の水道料金の比較は信用できない。</p> <p>② 昭和浄水場の更新費用44.6億についても、更新不要な設備まで更新することとしている。意図的に過大見積られている。</p> <p>③ この提案では、企業団側の内部留保資金の引継ルールは定まっていないと考えている。</p>
事務局	<p>① 料金シュミュレーションについては、国県からの補助金、一体化による既存施設の廃止等の削減効果を盛り込んで行っているため、妥当なものであると考えている。</p> <p>② 昭和浄水場の更新費用についても、一部設備の更新で十分な機能を発揮すると考えていない。更新費用44.6億円でのシュミュレーションは妥当であると考えている。</p> <p>③ 一体化での当市への投資額合計が320億円となり、浄水場更新費用の44.6億円を引いて275億円を年数で割り戻せば、年約9億円の投資額となり、年8億円必要となる管路設備の更新率1.5%以上を確保できると考えられる。さらに当初10年間は優先的に16億円を投資するとされていることは、資産を多く出す本市にとって、有利な条件であると考えている。</p> <p>以上のことから本市は、県域水道一体化への参加を前向きに考えているものである。</p>
B委員	<p>前向きに検討するということは企業団に参加するということか。</p>
事務局	<p>前向きとは参加の方向で検討等を行うということである。</p>
B委員	<p>この企業団側からの提案は、市は多額の資産を譲渡しなければならないこと、北郡山浄水場が廃止されることから、これまで市が主張してきた持ち寄る資産の平準化や、自己水源の存続がされるということのルール化がされたといえない。さらにこれらのことが今後守られるのか。</p>
事務局	<p>この提案は、県だけでなく、企業団に参加する事業者で合意して提案されたものであり、実効性は確保されていると考えている。</p>
B委員	<p>一体化に参加すれば、その時点でも水道料金が抑制されるのは確約できるのか。</p>

事務局	<p>一体化に参加すれば、水道料金（平均単価）は下がるか同じである。逆になる場合は同じに水準に抑制することになっている。10年から30年で見ると、市単独では、料金は上昇する。一体化ではスケールメリットにより抑制されると考えている。</p>
C委員	<p>一体化参加の際は、昭和浄水場の更新を行ってからしか参加できないのか。</p>
事務局	<p>一体化参加すれば、昭和浄水場の更新に限らず、管路更新もすべて企業団側の負担で行う。</p>
C委員	<p>引き継ぐ資産には土地も含まれるのか。</p>
事務局	<p>土地も含まれ、譲渡することになる。</p>
C委員	<p>内部留保資金を企業団に譲渡することから議論になっているとおもわれるが、譲渡してメリットがあるのか。</p>
事務局	<p>内部留保資金を譲渡しても、これまで説明したとおり本市にとって有益であることから一体化参加を前向きに検討している。</p>
C委員	<p>現時点で一体化参加を決めているのか。</p>
事務局	<p>12月中に最終的に市長が判断する。</p>
C委員	<p>一体化参加する各事業体の内部留保資金に差異はあるのか。</p>
事務局	<p>事業体間で差異はある。当市の内部留保資金は多い。</p>
会長	<p>他の委員で質問はないか。</p>
D委員	<p>浄水場の耐用年数は、法的に規定はあるのか。</p>
事務局	<p>法定耐用年数は、60年である。昭和浄水場については54年経過している。しかし全国の浄水場は平均73年で更新されているとの数値が厚労省からだされている。これを鑑みて、昭和浄水場は令和23年が更新のリミットと考えている。北郡山浄水場は新しいので、令和36年以降が更新予定と考えられる。</p>
D委員	<p>現時点においては、令和4年1月の企業団の参入条件から、本市の意向を一部受け入れて11月に修正提案されていると考えているので、参入に対して前向きに検討するという事は評価できる。</p> <p>12月中の市長の判断をふまえて、3月の市議会で議論していく。</p>
会長	<p>他に質問はないか。なければ各委員の意見を各々聞いていきたい。</p>
D委員	<p>県や企業団側から、当市の意向を踏まえた譲歩をしてもらっているうえ、今後の人口減少・管路や施設の老朽化、水道料金の抑制を考慮すれば、県域水道一体化に参加すべきである。</p>
B委員	<p>①これまで持ち寄る資産の平準化のルール設定と自己水源の確保を企業団側に要求し、県域水道一体化への参加を保留するとの考え方を市は示してきた。市民に対してその方針の変更を十分に説明するために、説明会を開催すべきである。</p> <p>②北郡山浄水場は今回の案でも廃止されることになる。北郡山浄水場の存続を継続して企業団側に要望すべきである。</p> <p>③D委員は一体化に参加するべきとの意見をだされたが、私は水道事業の広域化は50年・100年の視野にたてば将来的には意義のあることであると考えている。しかし、そのまえに企業団の方針やルールの説明会を開催し、市民に説明してほしい。</p>

A委員	<p>①10年間の当市への優先投資が終了したあとに、当市への更新率が他の事業体の区域より落ちることがないように。</p> <p>②民間企業のM&Aにならい、市側で水道料金が安くなる、管路の更新が早くなるというメリットと現金や企業団に移って廃止される資産（土地建物）の財産評価しデメリットを比較して、一体化参加の適否を3月議会で説明してはどうか。</p>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域水道一体化への参加はすべきである。 ・ 本市への更新等への優先投資が守られるか不明確である。
E委員	水道料金を抑制する方法を選んでもらえればよい。
F委員	管路更新に資金がまわり、水道料金の抑制メリットがあるのであれば一体化することを理解する。
G委員	管路更新率の維持、水道料金の抑制から一体化を支持する
H委員	一体化に参加するという方向で賛成である。本市単独でメリットを考えるのではなく、一体化に参加して奈良県全体でメリットがでることを考えてほしい。
I委員	当初本市側から要望した内容を認められたわけでないが、①昭和浄水場の自己水源維持、②管路更新率の維持、③優先的に投資してもらえる、④今の内部留保資金に固執していても将来的に今の管路更新率を維持すれば枯渇するが、一体化に参加した場合は、それが維持されることを考えれば、水道利用者のためにも一体化参加を選択すべきと考える。
会 長	<p>ただし、これらの約束をどのように担保していくかが課題である。</p> <p>本日は委員各位より貴重な意見をいただいた。</p> <p>事務局ほかにあるか。</p>
事務局	本日の議事録の内容については、事務局と会長で協議していくことでよいか。
委員全員	異議なし
会 長	議事録については、事務局とで協議し、ホームページに掲載する。
事務局	今後の予定は、次回審議会の開催予定は、令和5年2月7日午後2時を予定している。
会 長	これをもって審議会を終了する。